

感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する指針

小規模多機能ホームきらり

1. 基本的な考え方

本事業所では、感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場であり、こうした高齢者が多数生活する環境は感染が広がりやすい状況にある事を認識することが重要である。このような前提に立ち本事業所では、感染症・食中毒を予防する体制を整備し、平素から対策を実施するとともに、感染予防、感染症発生時には敏速で適切な対応を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

2. 感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する基本方針

(1) 感染症・食中毒の予防及びまん延防止の体制

感染症・食中毒の予防及びまん延防止のために、担当者を決め、委員会を設置する等、施設全体で取り組みます。

(2) 平常時の対応（標準予防策）

① 施設内の衛生管理

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努めます。また、手洗い場、うがい場、汚物処理室の整備と充実に努めると共に、日頃から整理整頓を心がけ、換気、清掃・消毒を定期的実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努めます。

② 介護・看護ケアと感染症対策

介護・看護の場面では、職員の手洗い、うがいを徹底し、必要に応じてマスクを着用します。また、排泄・血液・体液等を扱う場面では、細心の注意を払い、適切な方法で対処します。利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③ 外来者への衛生管理の周知徹底を図り、まん延防止を図ります。

(3) 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒が疑われる際の対処の手順」に従い、感染の拡大を防ぐため、下記の対応を図ります。

① 「発生状況の把握」

② 「まん延防止のための措置」

③ 「有症者への対応」

④ 「関係機関との連携」

⑤ 「行政への報告」

次のような場合には、敏速に倉敷市に報告するとともに、保健所への報告を行い、発生時

対応等の指示を仰ぎます。

※ 報告書式は、倉敷市の指定様式とします。

3. 感染症・食中毒の予防・まん延防止に係る検討委員会の設置

(1) 本事業所は、感染症・食中毒の予防・まん延防止の組織的対応を図ることを目的に、「感染対策委員会」を設置するとともに、感染症・食中毒の予防・まん延防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

(2) 委員会の委員長は管理者が務める。

(3) 委員会の委員は、看護師、介護支援専門員、介護職員とする。

(4) 委員会は、年2回以上、委員長の招集により開催する。

(5) 委員会の審議事項は次のとおりとする。

① 感染症・食中毒の予防・まん延防止に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること。

② 感染症・食中毒の予防・まん延防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。

③ 従業員の感染症・食中毒の予防・まん延防止意識を高めるための研修計画の策定に関すること。

④ 感染症・食中毒の予防・まん延防止に向けた取組に関すること。

⑤ 感染症・食中毒が発生した場合に、その対応に関すること。

⑥ 感染症・食中毒の原因分析と再発防止策に関すること。

4. 感染症・食中毒の予防・まん延防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 従業員に対する感染症・食中毒の予防・まん延防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、感染症・食中毒の予防・まん延防止を徹底する内容とする。

(2) 研修は年2回以上実施することとする。また、新規採用時には別途感染症・食中毒の予防・まん延防止のための研修を実施することとする。

(3) 研修の実施内容については、実施要綱、資料、出席者名簿等を記録し、保存することとする。

5. 感染症・食中毒等の疑いまたは発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1) 事業所内における感染症・食中毒等は、高齢者が多数生活する環境においては感染が広がりやすい状況であることを認識し、従業員は日頃から感染対策に努めなければならない。

(2) 利用者、利用者家族、従業員等から感染症・食中毒等が疑われる事案が発生した場合は、感染対策担当者に報告し、本指針に従って対応することとする。

(3) 事業所内において感染症・食中毒等の発生がした場合は、速やかに感染対策担当者委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、倉敷市および保健所への報告を行い、発生時

対応等の指示を仰ぎ、その要因の速やかな除去に努める。

6. 感染症・食中毒の予防・まん延防止に対する指針の閲覧

従業員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるように、事務室に備え付けることとする。また事業所ホームページにも公表する。

7. その他感染症・食中毒の予防・まん延防止の推進のために必要な事項

感染症・食中毒の予防・まん延防止のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、衛生管理と衛生的なケア向上を目指すよう努めることとする。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。